

課題5 町の立地条件を最大限に生かし、さらなる発展を見据えた、 便利で快適な生活基盤づくり

本町はこれまで、旭川市のベッドタウンとして着実に人口増加を続けてきました。しかし一方で、公共交通の不便さ、公共施設の老朽化、農村部における少子高齢化と人口減少といった課題もみられ、これらへの対応を視野に入れた一体的な発展への基盤づくりが求められています。

このため、産業の振興や道路・交通条件の一層の向上をはじめ、町のさらなる発展を見据え、計画的な土地利用を推進するとともに、道路網の整備や公共交通の充実、公共施設の老朽化への対応など、便利で安全な生活基盤づくりを進めていく必要があります。



課題6 自主自立のまちづくりに向けた、 協働体制の強化とコミュニティの活性化、行財政改革の推進

今後も厳しい財政状況が続くことが予想される中で、地方分権の時代にふさわしい個性的で自立した町を創造し、将来にわたって持続的経営を進めていくためには、町民と連携しながら、自主自立のまちづくりを一層推進していくことが求められます。

このため、地域性に応じた各地区での町民と行政との協働体制の強化、コミュニティの活性化を進め、住民自治のまちづくりを進めていくとともに、財政の健全化や事務事業の見直しをはじめ、さらなる行財政改革を進めていく必要があります。



第2部 基本構想

第1章 まちの将来像

1 まちづくりの基本視点

序論を踏まえ、これからのまちづくりの基本視点を以下のとおりに定め、まちづくりのすべての分野における基本とします。

視点 1

「東神楽らしさ」

「花のまち東神楽」に向けた取り組みなど、これまでのまちづくりでの成果、地域特性や地域資源を生かし、人づくり、地域づくりなど、多彩な東神楽らしさを創造・発信し、誇れるまちづくりを進めます。

視点 2

「暮らしやすさ」

自然環境と共生する快適なまちづくりを進めるとともに、安全・安心の確保を基本に、子どもから高齢者まで、健康で生きがいを持ち、物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさ、生活の豊かさを実感して暮らせるまちづくりを進めます。

視点 3

「連携と協働」

様々な分野における町内外での連携を重視したまちづくりを進めるとともに、町民と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働する、町民と行政が一体となった自主自立のまちづくりを進めます。

2 まちの将来像

笑顔あふれる花のまち ～ みんなで築こう活力ある東神楽～



将来像は、本町が平成36年度に目指す姿を内外に示すものであり、それは“東神楽らしさ”をより一層生かしたまちづくりの象徴となるものです。

序論でのまちの特性、まちづくりの3つの視点に基づき、すべての分野において、本町の特性を最大限に生かしながら、定住環境のさらなる向上、新たな活力と交流を生み出すまちづくりを進め、子どもから高齢者まで、すべての町民がまちに愛着を持ち、快適で安全・安心な暮らしを実感できる、夢あふれ、力強い、伸びゆくまちを、町民と行政が協働して、ともに作り上げていくという想いを込め、将来像を次のとおり定めます。



3 将来像実現のための基本目標

まちづくりの基本視点と将来像に基づき、新たなまちづくりの基本目標(6つの施策の柱)を次のとおり定めます。

基本目標 1 健やかな笑顔あふれるやさしいまちづくり

支え合い助け合う地域福祉体制づくりを進めながら、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる福祉・医療・介護体制の充実、子育てを町全体で応援する体制の充実を進めます。また、町民一人ひとりの健康寿命^{*}の延伸と予防を重視した健康づくりを推進し、すべての町民が安心して暮らすことができる健やかな笑顔あふれるやさしいまちづくりを進めます。

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 子育て支援 | (5) 保健・健康づくり |
| (2) 高齢者支援 | (6) 医療 |
| (3) 障がい者支援 | (7) 社会保障 |
| (4) 地域福祉 | |



基本目標 2 明日の活力を生む産業のまちづくり

生産基盤の一層の充実や担い手の育成・確保をはじめ、情勢の変化を踏まえた支援施策を推進し、農林業・畜産の持続的発展に努めます。また、商業集積の促進、新規企業の立地促進、地域性に即した観光・交流機能の創出、雇用対策を推進し、明日の活力を生む産業のまちづくりを進めます。

- (1) 農林業
- (2) 畜産
- (3) 商工業
- (4) 観光
- (5) 雇用対策



^{*} 健康寿命:介護を受けたり病気で寝たきりになつたりせず、自立して健康に生活できる期間。

基本目標 3 未来を拓く心豊かな人を育むまちづくり

本町の自然や人材等の教育資源を活用した特色ある教育の推進など生きる力を育む教育活動の推進と幼稚園、保育園や学校施設・設備の充実など、学校教育環境の一層の充実を図ります。また、生涯学習・スポーツ施設を活用し、町民一人ひとりが生涯にわたって学び続け、自己を高めていくことができる生涯学習社会の形成を進めるとともに、町民の自主的なスポーツ活動、文化・芸術活動などの促進、文化財の保護・活用を図り、未来を拓く心豊かな人を育むまちづくりを進めます。

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 幼児教育 | (4) 生涯学習 |
| (2) 学校教育 | (5) 文化・芸術 |
| (3) 家庭・地域教育 | (6) スポーツ |



基本目標 4 花と緑に包まれた美しく安全なまちづくり

地震・水害などあらゆる災害に強いまちづくり、迅速な情報発信をはじめとする防犯体制・交通安全体制の強化、消費者の保護など危機管理体制の一層の充実を図ります。また、花と緑に包まれたまちとして、町民と協働した「花のまちづくり」に向けた取り組みを一層推進するとともに、環境保全に向けた施策の展開、ごみ処理体制の充実など循環型社会の形成に向けた取り組み、快適な町民生活に欠かせない下水道の整備等を進め、花と緑に包まれた美しく安全なまちづくりを進めます。

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 防災 | (6) 環境保全 |
| (2) 消防 | (7) ごみ処理 |
| (3) 防犯 | (8) 下水道等 |
| (4) 交通安全 | (9) 花いっぱいのもちづくり |
| (5) 消費者保護 | |



基本目標 5 利便性のある快適なまちづくり

恵まれた立地条件を生かす視点に立ち、調和のとれた土地利用を推進するとともに、これに基づき、快適な暮らしと産業振興を支える魅力ある市街地の整備や住宅施策を推進します。また、地域高規格道路をはじめ、道道の整備促進、町道の整備、公共交通の利便性向上に寄与する道路・交通網の充実、冬季の雪対策の推進など、利便性のある快適なまちづくりを進めます。

- (1)土地利用
- (2)都市計画
- (3)道路
- (4)公共交通
- (5)住宅
- (6)雪対策
- (7)公園・緑地
- (8)河川
- (9)上水道



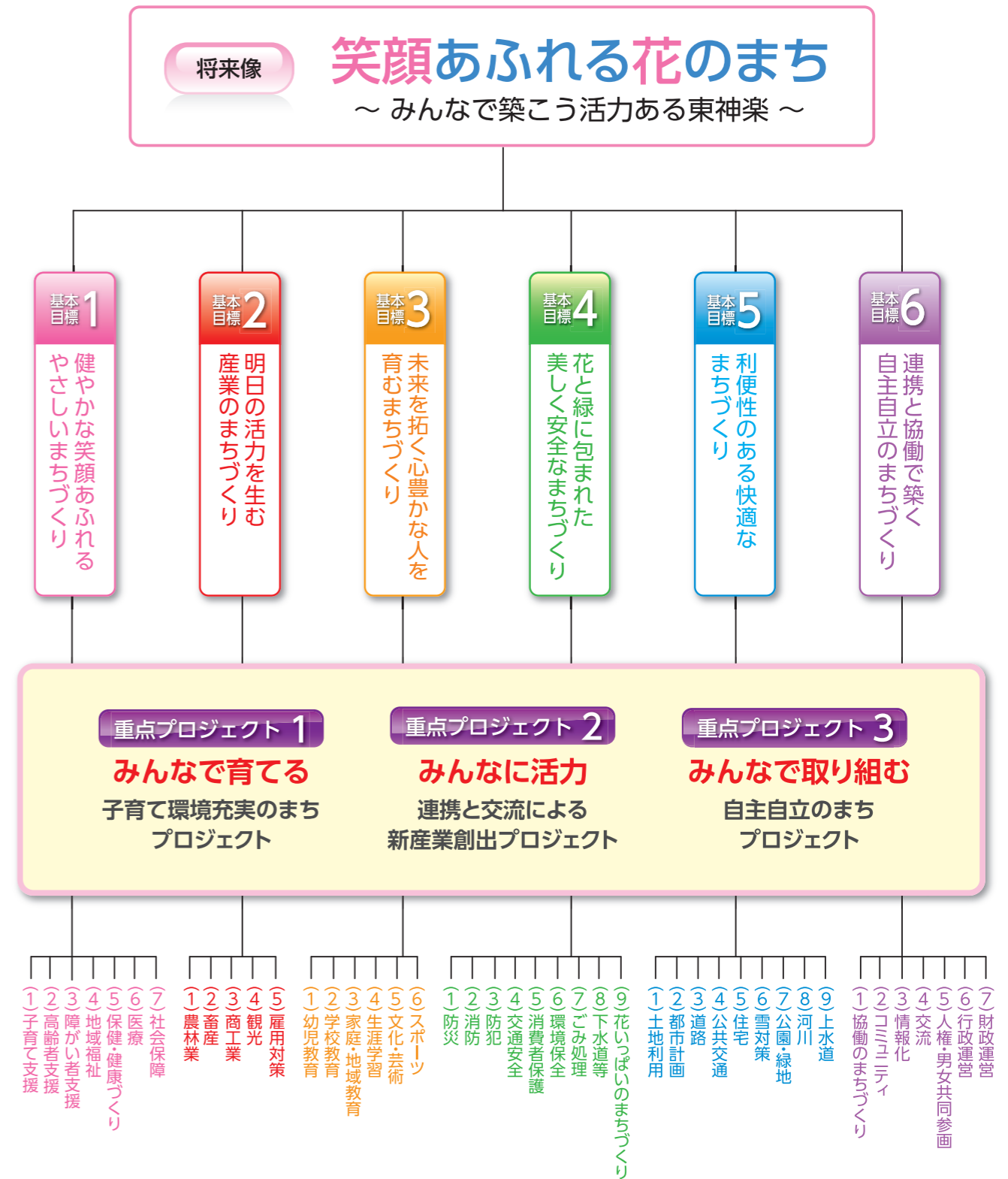
基本目標 6 連携と協働で築く自主自立のまちづくり

町民と行政との情報の共有化や多様な分野における町民の参画・協働の仕組みづくりを構築し、協働のまちづくりを推進するとともに、住民自治のコミュニティの構築、情報化の推進、国際化への対応や地域間交流の推進を図ります。また、人権尊重・男女共同参画社会の形成に努めます。さらに、社会・経済情勢の変化に対応した行政運営や健全な財政運営に努めるとともに、周辺自治体との連携により効率的・効果的な施策の展開を進めます。

- (1)協働のまちづくり
- (2)コミュニティ
- (3)情報化
- (4)交流
- (5)人権・男女共同参画
- (6)行政運営
- (7)財政運営



第8次東神楽町総合計画の施策体系



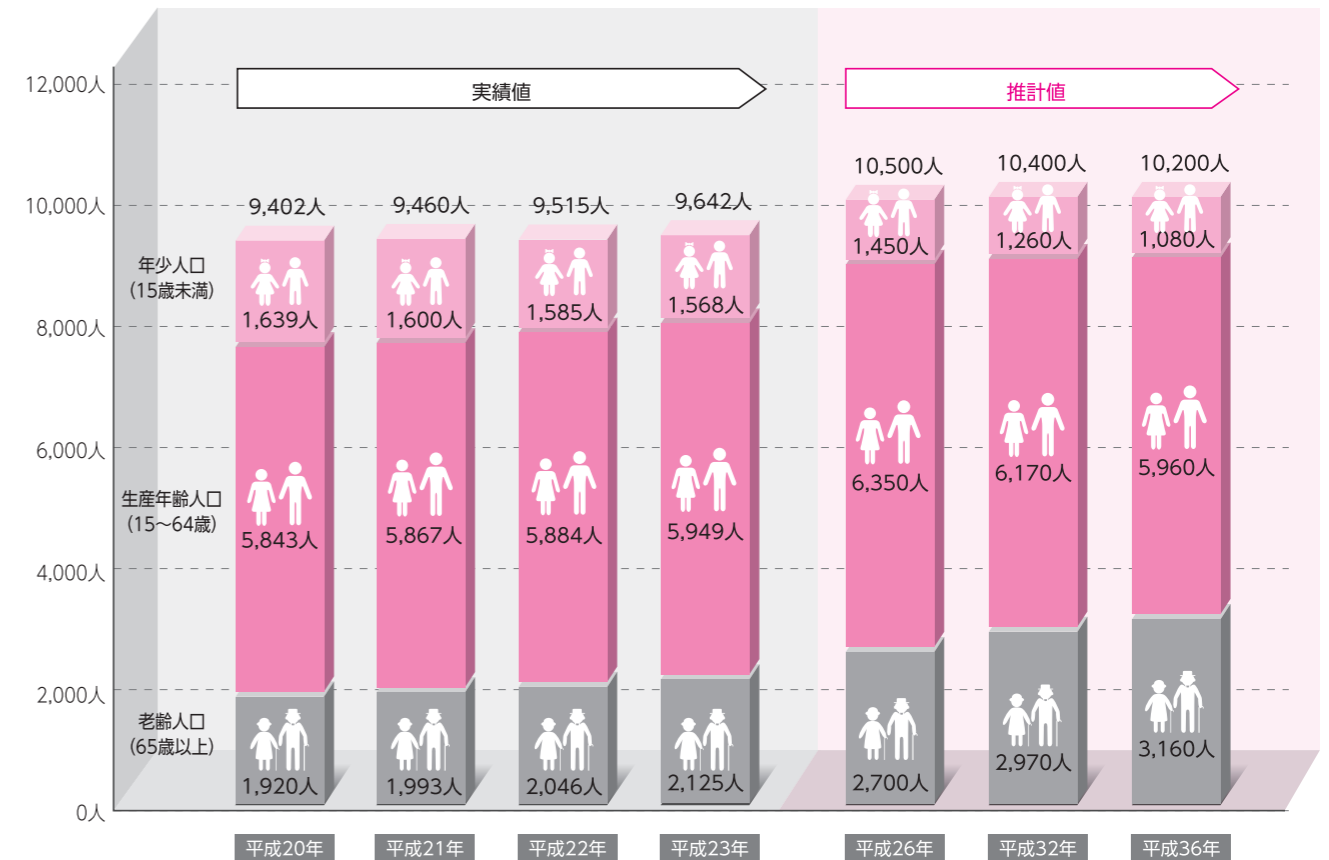
4 将来人口

本町の直近の人口推移を住民基本台帳人口(各年10月1日現在)で見ると、市街地での宅地開発が進んだことから、平成20年の9,402人から平成23年には9,642人と急増しています。しかし、市街地の宅地開発もほぼ終了し、町内での大規模な宅地開発の予定が今後ないことから、このような急激な人口増加が今後も進行することは考えにくい状況にあります。

このため、平成23年の人口を基準に、直近の人口増加を加味して人口推計(コーホートセンサス変化率法^{*})を行った結果、本町の人口は平成23年の9,642人から平成28年には10,500人程度へ増加し、その後、平成32年には10,400人程度、目標年度である平成36年度には10,200人程度に推移することが予測されます。

また、目標年度の平成36年度の年齢3区分別の人口については、15歳未満の年少人口は1,080人(10.6%)、15~64歳の生産年齢人口は5,960人(58.4%)、65歳以上の老年人口は3,160人(31.0%)と見込まれます。

こうした将来人口の推移を踏まえ、就業人口を国勢調査結果に基づき想定すると、就業者総数は平成22年の4,471人から平成36年には4,890人となることを見込まれます。また、第1次産業は平成22年の777人(17.4%)から平成36年には590人(12.1%)、第2次産業は平成22年の702人(15.7%)から平成36年には440人(9.0%)、第3次産業は平成22年の2,889人(64.6%)から平成36年には3,860人(78.9%)となり、第3次産業の比率が大きく上昇することが予想されます。



^{*}実績値は各年10月1日住民基本台帳人口。推計値は10人単位としている。



^{*}コーホートセンサス変化率法:同時出生集団の一定期間における人口の変化率を計算し、その変化率が将来も変化しないと仮定して将来の人口を推計する方法。

第2章 施策の大綱

1 健やかな笑顔あふれるやさしいまちづくり

(1) 子育て支援

安心して子どもを産み育てることができる地域づくりに向け、地域世代交流センター「これっと」、東聖ひじり野地区地域世代交流センター「ぱれっと」など子育て支援拠点を中心に、保育サービスの充実をはじめ、放課後児童対策など地域における多様な子育て支援の環境づくりを推進します。また、母子保健対策の推進、中学生までの医療費無料化、子どもを持つ親が働きやすい環境づくり、ひとり親家庭への支援や子どもの発達支援の充実、関係機関と連携した児童虐待防止への対応など総合的な子育て施策の展開を図ります。さらに、国における「子ども・子育て支援新制度」への対応を検討します。

(2) 高齢者支援

高齢化が確実に進行する中、地域で支え合いながら高齢者が暮らせるまちづくりに向け、介護予防、在宅福祉等の各種福祉サービスの充実を図るとともに、要介護・要支援の認定者に対する各種介護保険サービスの充実に努めます。また、老人クラブ等と連携し、高齢者の趣味や経験を活かした生きがいづくりや高齢者事業団への支援による就業機会の拡大など、高齢者の社会参加を促進する環境づくりを図ります。

(3) 障がい者支援

誰もがいきいきと暮らす地域社会の実現を目指して、障がい者が積極的に社会参加できる環境の整備を図ります。また、地域社会の一員として自立した生活ができるよう、関係機関と連携して、日常的な相談や就労、日中活動の場の確保など、地域生活を支援する体制の整備を図ります。



(4) 地域福祉

すべての人が安心して暮らせる地域づくりに向け、相談体制の充実を図るとともに、地域における福祉意識の高揚を図るための啓発・広報活動に努めます。また、社会福祉協議会をはじめ、行政区・町内会、民生委員児童委員、ボランティア団体などの関係団体と連携・協力し、見守り活動や助け合い活動など身近な地域での福祉活動の活性化を促進します。さらに、高齢者、障がい者、妊産婦や子ども連れの方などすべての人が利用しやすいユニバーサルデザイン※のまちづくりを推進します。

(5) 保健・健康づくり

町民一人ひとりが健康寿命※を延ばし、生涯にわたっていきいきと過ごせるよう、健全な生活習慣の確立に向けた地域ぐるみの健康づくり活動の促進、学童健診、健康診査・指導、健康教育等の充実など保健サービスの充実を図ります。また、関係機関と連携し、感染症対策や心の健康づくりに努めます。

(6) 医療

町民が安心して医療を受けられるよう、身近な一次医療機関を確保しつつ、町外の医療機関との連携や広域的連携により、地域医療体制の充実を図ります。

(7) 社会保障

国民健康保険事業の健全化に向け、適正受診対策の推進とともに、国民健康保険料の収納率向上に努めます。また、国民年金制度に関する広報・啓発活動や相談の充実を図り、制度の周知徹底に努めるとともに、低所得者の生活の安定と自立の促進に向け、関係機関との連携のもと、相談・指導を推進します。さらに、生活保護制度の適正な対応に努めます。



※ ユニバーサルデザイン: はじめからすべての人が使いやすいように施設や建物、空間などをデザインすること。

※ 健康寿命: 介護を受けたり病気で寝たきりにならせず、自立して健康に生活できる期間。

2 明日の活力を生む産業のまちづくり

(1) 農林業

農業については、地域ぐるみの合理的な土地利用体制の構築や基盤整備をはじめ、地産地消・環境保全型農業の推進や農業の6次産業化※など農業の多面性強化のための取り組み、収益性の高い品種の導入や生産コストの低減、経営感覚に優れた人材の育成、農畜産物の付加価値を高めるための加工体制の整備、農業生産の担い手の確保を図ります。

また、林業については、森林の持つ多面的機能の発揮に向け、長期的な視野に立った林業経営基盤を確立し、エネルギーを含む木材の新たな用途の開発など需要と販路拡大に努めます。



(2) 畜産

畜産が持続的に発展できるよう、飼養管理技術の高度化による経営の効率化を推進するとともに、コントラクター※の活用、耕畜連携等により自給飼料基盤を拡大強化し、生産コストの低減を図ります。また、家畜排せつ物の適正な処理・活用、口蹄疫などの伝染病対策を推進します。



(3) 商工業

商工会への支援と連携のもと、東神楽ブランドの育成、農業と連携した特産品の開発など異業種交流や共同商品開発の支援、経営革新や後継者の育成などを図ります。また、各種融資制度の周知など既存企業・商店への支援とともに、商業施設の立地促進、企業誘致を図ります。



(4) 観光

町の活力の向上と観光交流人口の増加という観点や広域的な視点から、旭川空港が立地する優位性を生かし、空の駅構想など観光拠点の整備を検討します。また、ひがしかぐら森林公園など体験型・滞在型の観光施設の魅力の向上、地域特性を生かしたイベントの充実、グリーンツーリズム※など農業と連携した観光など、観光・交流資源の活用・発掘に努めるとともに、町外への情報発信の強化を図ります。



(5) 雇用対策

雇用情勢が厳しさを増す中、関係機関との連携のもと、情報提供や相談、地元事業所への働きかけ等を通じ、若者の地元就職の促進、女性・高齢者・障がい者の雇用促進に努めます。



※ 6次産業化:第1次産業に関わる農林水産業者が、第2次産業の加工、第3次産業の流通・販売にも一環して取り組むこと。

※ コントラクター:畜産農家の飼料生産など農作業の一部またはすべてを請け負う組織。

※ グリーンツーリズム:農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

3 未来を拓く心豊かな人を育むまちづくり

(1) 幼児教育

幼児一人ひとりの発達や特性に応じ、豊かな心と健やかな体を育むため、幼稚園や保育園における教育・保育環境の充実をはじめ、小学校との連携、就園奨励事業の推進や私立幼稚園、保育園への助成を図ります。また、国における「子ども・子育て支援新制度」への対応を検討します。



(2) 学校教育

児童・生徒一人ひとりが個性を最大限に発揮し、次代を担う人材として成長していくことができるよう、小・中学校教育において、本町の教育資源を生かした特色ある教育の推進や確かな学力の育成をはじめ、外国語活動・教育、特別支援教育など社会変化やニーズに対応した教育の充実、豊かな心の育成、体力の向上や食育・健康教育の推進等による健やかな体の育成など、生きる力を育む教育活動を推進します。また、学校施設・設備の整備、教職員の資質の向上を進めるほか、総合的な子どもの安全対策を推進します。



(3) 家庭・地域教育

家庭・地域の教育機能の向上に向け、子育てのための学習機会の提供や子育て支援グループの育成など家庭教育機能の向上とともに、地域の教育機能とコミュニティ活動の中核を担う地区公民館との連携を深め、関係団体への支援を通じて地域教育機能の一層の充実を図ります。



(4) 生涯学習

町民一人ひとりが生涯にわたっていつでも、どこでも、だれでも自発的に学習活動を行い、自己を高め、その成果が生かされる生涯学習社会の形成に向け、生涯学習施設の整備充実を図るとともに、世代間交流の視点を踏まえた指導者の確保、大学と連携した「知のネットワーク」づくり、特色ある講座・教室の開催に努めます。



(5) 文化・芸術

豊かで生きがいに満ちた暮らしの確保と地域文化の継承・創造に向け、文化連盟や各種文化芸術団体への支援を図るとともに、多様な文化芸術にふれる機会の充実に努め、町民主体の文化芸術活動の活発化を促進します。また、文化財の保護を進めるとともに、教育活動、交流活動など様々な分野での文化財・芸術作品の活用を図ります。さらに、文化財の展示・学習施設である郷土資料展示室の充実を図ります。



(6) スポーツ

すべての町民が生涯にわたってスポーツや健康づくりを行うことができるよう、既存スポーツ施設の整備充実及び管理運営体制の充実を図るとともに、体育協会や総合型地域スポーツクラブへの支援、スポーツ少年団等の指導者の確保・育成、年齢層に応じたスポーツの普及促進に努めます。

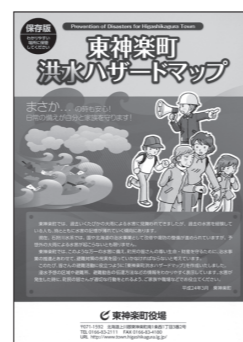




4 花と緑に包まれた美しく安全なまちづくり

(1) 防災

地震や水害などあらゆる災害に強いまちづくりを進めるため、防災情報の提供や避難訓練による町民の防災意識の向上を図るとともに、災害備蓄品等の確保や防災協定による緊急時生活支援の充実、災害実績箇所等の改修整備、関係団体や地域と連携した災害時要援護者※対策など総合的な防災体制の確立を図ります。



(2) 消防

広域的な連携のもと、消防車両の更新、救急の高度化など常備消防・救急体制の充実を図るとともに、地域における安全・安心の確立に向け、団員の確保など消防団の充実に努めます。また、消防・救急無線のデジタル化への対応など時代に即した消防施設・設備の整備を図ります。



(3) 防犯

防犯体制の強化が強く求められる中、警察や関係団体等との連携のもと、啓発活動の推進をはじめ、防犯パトロールの実施等を継続するとともに、LED街路灯の整備など犯罪が起こりにくい環境整備に努めます。また、ひじり野地区への交番設置を要請します。



(4) 交通安全

交通事故のないまちを目指し、警察や関係団体等との連携のもと、啓発活動や交通安全教育を推進し、町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、危険箇所や通学路を中心とした交通安全施設の整備を図ります。



(5) 消費者保護

消費者を取り巻く環境が大きく変化し、全国的に悪質商法による被害が増加する中、町民の消費生活の安定と向上を図るため、関係機関との広域的な連携のもと、啓発活動や情報提供の充実をはじめ、消費生活相談員の育成、相談体制の充実を図ります。



(6) 環境保全

自然環境と共生する美しいまちを目指し、環境教育や啓発活動を推進し、町民・事業者の環境保全に対する意識の高揚や自主的な活動の促進を図りながら、公害・環境汚染の防止、地球温暖化防止対策や省エネルギー施策の推進など、総合的な環境保全施策を推進します。また、ごみのポイ捨てや飼い犬のふんの放置を防止するなどの環境美化活動を推進するとともに、不法投棄の防止に努めます。



(7) ごみ処理

循環型社会の形成に向けて、ごみの分別徹底のための啓発活動、リサイクル体制の充実に努めるとともに、広域的なごみ処理体制の充実を図るなど、町民・事業者・行政が一体となったごみ等の適正処理の向上に努めます。また、広域的な連携のもと、し尿処理対策を推進します。



(8) 下水道等

快適な居住環境づくりに向け、下水道の整備や合併処理浄化槽の整備など地域特性に応じた適正な処理施設の整備を図ります。



(9) 花いっぱいのもちづくり

花のまちづくり条例(仮称)を制定し、町民と連携のもと、花と緑にあふれる美しいまちづくりを推進します。また、花をテーマとした友好交流や観光資源としての活用を推進します。



※災害時要援護者：高齢者世帯、障がい者、乳幼児など災害時に一人で避難することが難しい人。

5 利便性のある快適なまちづくり

(1) 土地利用

自然と調和した生活環境の確保と地域の均衡ある発展に向けて、都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画など土地利用計画の総合的な調整を図りながら、新たな土地利用計画の策定を図り、空港周辺地域の開発の検討や農業振興地域の保全など、調和のとれた計画的な土地利用を推進します。



(2) 都市計画

ゆとりと潤いのある、安全で快適なまちづくりに向け、都市基盤の整備を図るとともに、市街化区域内の有効な土地利用を図るため、社会情勢に即した市街化区域の見直し、市街化区域内の未利用地の整備を誘導します。また、屋外広告物の規制とともに、景観に対する町民意識の高揚を図りながら、東神楽しい景観の形成を図ります。



(3) 道路

交通利便性のさらなる向上を目指して、地域高規格道路をはじめ、道道東川東神楽旭川線の拡幅整備など道道の改良整備等を関係機関に積極的に働きかけていくとともに、町道網の整備及び橋梁の長寿命化等の維持管理を計画的、効率的に推進します。



(4) 公共交通

公共交通機関について、路線バスの利便性向上の促進、町営バスの適正な管理運営など町民の身近な移動手段の確保に努めます。また、広域的な連携による地域公共交通確保策を検討します。



(5) 住宅

移住・定住の促進と多様な生活様式に応じた快適な住環境の実現に向け、公営住宅の適切な維持管理を図るとともに、市街地の整備と連動しながら、民間開発の適正な誘導等による良好な住宅地の形成や既存住宅の耐震対策の促進に努めます。



(6) 雪対策

冬季の安全な交通を確保するため、関係機関、地域住民と連携を図り、効率的・効果的な除排雪を推進します。また、市街地における雪処理を効率的に進めるため、融雪施設等の設置を促進します。



(7) 公園・緑地

町民の憩いの場、子どもの遊び場の確保と防災機能の向上、緑あふれる快適な環境づくりに向け、ひじり野西公園の整備など身近な公園の整備、維持管理体制の充実を図ります。



(8) 河川

水害に備えた安全性の向上、河川が有する多面的機能の発揮に向け、主要河川の整備を要請するとともに、地域住民や関係機関と連携し、町の管理する河川の整備・維持管理を行います。また、潤いのある水辺空間として河川敷の有効活用を図ります。



(9) 上水道

快適な生活に欠かせない安全な水の安定供給に向け、水道施設の整備充実を計画的に推進するとともに、水道事業の健全な運営に努めます。



6 連携と協働で築く自主自立のまちづくり

(1) 協働のまちづくり

町民と行政が協働して地域社会における課題を解決するまちづくりに向けて、各種計画策定における委員の一般公募やパブリックコメント※の導入など政策形成過程への町民の参画を図ります。また、広報誌・町ホームページの充実、まちづくり懇談会の開催など広報・広聴活動の一層の充実、情報公開の推進など参画・協働に向けた町民と行政の情報の共有化を図ります。さらに、まちづくりに関する人材や組織の育成とともに、ボランティア組織・NPO※など多様な住民団体との連携に努めます。



(2) コミュニティ

地域住民自らによる地域課題の解決や魅力ある地域づくり、ともに支え合い助け合う地域づくりに向け、町民のコミュニティ意識の啓発をはじめ、地区別まちづくり計画の策定とその推進とともに、活動拠点となる公民館の機能強化など自治機能の向上を促進する条件整備を図ります。



(3) 情報化

町民サービスの向上と行政運営の効率化、町全体の活性化に向け、行政内部の情報化の一層の推進、多様な方法による情報サービスの充実を図ります。また、情報セキュリティ対策の強化とともに、誰もが支障なく安心して利用できる情報環境づくりに努めます。



(4) 交流

国際化の一層の進展に対応した人づくり、地域づくりを進めるため、学校での外国語教育の充実、「花」をテーマとした国際交流事業を推進します。また、国内における地域間交流も、人材育成や地域活性化の大きな契機となるものであり、本町の地域資源・交流資源を生かした交流に努めます。



(5) 人権・男女共同参画

性別や年齢、障がいの有無、出身地、国籍などにかかわらず、すべての人の人権が尊重されるよう、人権教育・啓発を推進するとともに、人権問題に関する相談体制の充実に努めます。また、男性と女性が、社会の対等な構成員として一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、推進体制の構築をはじめ、町や地域における政策・方針決定過程などへの女性参画機会の拡大に努めます。



(6) 行政運営

限られた資源を有効に活用し、自立性の高い行政運営を持続的に進め、効率的・効果的な行政サービスを提供できるよう、行政評価制度※の導入など政策・施策・事務事業の見直しを継続的に行い、業務の改善・改革を図ります。また、職員研修の充実など職員の人材育成や適正な定員管理、庁内の情報化の推進とともに、さらなる行政改革の推進により、少ない費用で大きな効果をあげられる行政運営を目指します。さらに、広域的な行政課題に対応し、町民の利便性の向上を図るため、周辺自治体などとの連携・交流を図り、定住自立圏構想をはじめとした広域行政を推進します。



(7) 財政運営

受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し、町税を含めた収納率の向上など自主財源の安定的確保とともに、公共施設の維持管理体制の検討、民間活力の導入など経費全般についての見直しを行い、経常経費の節減を図り、健全で計画的な財政運営を推進します。



※パブリックコメント：意見募集、意見公募手続。

※NPO：民間非営利組織。

※行政評価制度：町の課題や業務結果を振り返り、次の計画に反映させ、効率・効果的な行政運営を図るもの。



第3部 重点プロジェクト